



## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆様へ (バージョン Ver.2)

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民の皆様へ、相談窓口のご案内をいたします。

種別	内容	対象	問い合わせ先
貸付・融資	<b>緊急小口資金等の特例貸付</b> 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方に向けた緊急小口資金等の特例貸付。	・個人	伊勢市社会福祉協議会 伊勢市生活サポートセンターあゆみ (八日市場町 福祉健康センター内) ☎ 0596-63-5224 東部支所(二見町茶屋) ☎ 0596-43-5551 西部支所(小俣保健センター内) ☎ 0596-27-0509 北部支所(ハートプラザみその・大駐車場側) ☎ 0596-22-6617
	<b>母子父子寡婦福祉資金の貸付金</b> 一人親(母子・父子)の人に対し、融資の相談を受け付けています。また、現在償還中の人は償還猶予を受けることができます。	・個人	市役所子育て応援課 ☎ 0596-21-5713
	<b>商工業者の経営や融資に関する相談</b> 三重県中小企業融資制度や日本政策金融公庫の融資制度。 ※伊勢商工会議所と伊勢小俣町商工会では、会員以外の人でも相談できます。	・企業 ・個人事業主	伊勢商工会議所 中小企業相談所 ☎ 0596-25-5155 (受付時間)平日 9:00~17:00 伊勢小俣町商工会 ☎ 0596-22-3619 (受付時間)平日 9:00~17:00 各金融機関
	<b>日本政策金融公庫の融資に関すること</b>	・企業 ・個人事業主	日本政策金融公庫 伊勢支店 ☎ 0596-24-5191 (受付時間)平日 9:00~17:00
	<b>三重県中小企業融資制度に関すること</b>	・企業 ・個人事業主	三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-2447 (受付時間)平日 8:30~17:15
	<b>セーフティネット保証制度等に関すること</b> 新型コロナウイルス感染症に関する経営相談や資金繰り支援につながる保証制度等の案内や金融相談を受け付けています。	・企業 ・個人事業主	三重県信用保証協会 企業支援部 ☎ 059-229-6014 経営支援総合窓口 ☎ 059-229-6070 (受付時間) 平日・休日 9:00~17:00 ※休日は電話のみ対応(4月29日まで) ☎ 059-229-6021
	<b>農林漁業セーフティネット資金等の融資制度に関すること</b> 国の農林漁業セーフティネット資金等の金利負担軽減等特例的な融資制度について、その相談窓口を設置しています。	・農林水産業を営む企業および個人事業主	日本政策金融公庫 津支店 (農林水産業の融資等について) ☎ 059-229-5750 (受付時間) 9:00~17:00 各金融機関
	<b>福祉医療機構の融資に関すること</b> 新型コロナウイルス感染症の影響で、事業の継続に支障がある事業者は、経営資金(福祉貸付事業)および長期運転資金(医療貸付事業)の借り入れについて相談をすることができます。 ※融資対象者は、融資対象施設を営んでいる事業者です。	・社会福祉法人 ・医療法人 ・福祉施設等を営む法人	福祉医療機構 東京本部(福祉審査課) ☎ 03-3438-9298 ☎ 03-3438-0207 福祉医療機構 東京本部(医療審査課) ☎ 03-3438-9940 福祉医療機構 NPOリソースセンター(NPO支援課) ☎ 03-3438-4756

種 別	内 容	対 象	問い合わせ先
相談受付	新型コロナウイルス感染症に関する相談 (一般的な相談)	・事業所 ・個人等 どなたでも	厚生労働省 ☎ 0120-565-653 (FAX) 03-3595-2756  三重県庁 ☎ 059-224-2339 (FAX) 059-224-2344  伊勢保健所 ☎ 0596-27-5137 (受付時間) 9:00~21:00 (土・日曜日・祝日も実施)
	新型コロナウイルス感染症が疑われる人(下記の症状がある人)の相談 ●風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている ※高齢者や基礎疾患等のある人は上記の状態が2日程度続く場合。 ●強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある	・事業所 ・個人等 どなたでも	帰国者・接触者相談センター(伊勢保健所) ☎ 0596-27-5137 (受付時間) 9:00~21:00 (土・日曜日・祝日も実施) ※21:00~翌日9:00までは、救急医療情報センター(☎ 059-229-1199)へ。
	健康・医療に関する相談 心や体の健康などについて、医師・看護師・保健師などが年中無休・24時間体制で相談に応じます。 ※電話での相談が難しい人は、ファクス(専用紙)での相談ができます。 希望する人は健康課(☎ 0596-27-2435 (FAX)0596-21-0683)へ連絡してください。	・個人	伊勢市健康医療ダイヤル24 ☎ 0120-220-417
	法律相談 専門家に無料で相談することができます。 事前の予約が必要です。 法律相談：毎週月曜日(相談時間15分) 13:30~15:30	・個人	市役所広報広聴課 ☎ 0596-21-5515
	農林水産業に関する相談 新型コロナウイルス感染症により影響を受ける、またはその恐れがある農林漁業者の経営安定や資金繰りに関する相談窓口を設置しています。 (受付時間)平日 8:30~17:15	・農林水産業を営む企業および個人事業主	三重県 【農業者向け】 農林水産部担い手支援課担い手育成班 ☎ 059-224-2354  中央農業改良普及センター普及企画室 (担い手課) ☎ 0598-42-6715  【林業者向け】 農林水産部森林・林業経営課林業経営班 ☎ 059-224-2563  【漁業者向け】 農林水産部水産振興課水産経営班 ☎ 059-224-2606
	労働相談 解雇・雇止め、休業等の相談をすることができます。 【特別労働相談窓口】 開設期間：当面の間 平日 8:30~17:15	・企業 ・個人事業主 ・個人	三重労働局 雇用環境・均等室 ☎ 059-226-2110
	生活上の困りごと 生活や仕事のことでお困りの人の相談を行っています。 ※土・日曜日・祝日を除く、8:30~17:15まで。	・個人	伊勢市生活サポートセンターあゆみ (八日市場町 福祉健康センター内) ☎ 0596-63-5224
	子どもと女性に関する相談 0歳から18歳未満の子どもの子育てや児童虐待に関する相談、夫からの暴力などに関する相談に応じます。	・個人	市役所子育て応援課 こども家庭相談センター ☎ 0596-21-5709

種 別	内 容	対 象	問い合わせ先
税の申告	<b>市・県民税の申告</b> 感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な場合は、期限を区切らずに、令和2年4月17日(金)以降も市・県民税申告書を受付します。申告書の提出が可能となった時点で申し出ること、申告期限延長の取り扱いをします。申告受付場所の市役所課税課市民税係では、8:30~17:00まで(月曜日は18:45まで)受付をします。 ※土・日曜日・祝日を除きます。	・個人	市役所課税課 ☎ 0596-21-5534
	<b>所得税等の申告</b> 感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な場合は、期限を区切らずに、令和2年4月17日(金)以降も確定申告書を受付します。申告書の提出が可能となった時点で申し出ること、申告期限延長の取り扱いをします。申告相談は感染リスク防止のため、原則、事前予約制とします。あらかじめ電話などで予約をお願いします。 ※土・日曜日・祝日を除きます。	・個人	伊勢税務署(個人課税部門) ☎ 0596-28-3191 ※自動音声案内で「2」を選択。
料金等の 猶予 (納付の先延ばし) ・ 減免等 (減額または免除)	<b>都市ガスの使用料の納付猶予</b> 一時的に料金のお支払いが困難な場合は、納付猶予の相談をすることができます。	・個人	東邦ガス㈱ ☎ 0120-030-940
	<b>電気料金の納付猶予</b> 一時的に料金のお支払いが困難な場合は、納付猶予の相談をすることができます。	・個人	中部電力ミライズ㈱ ☎ 0120-985-325
	<b>放送受信料のこと</b> 期日までに受信料を納付することが難しい場合は、相談をすることができます。	・個人	日本放送協会(NHK) ☎ 059-229-3002
	<b>水道料金、下水道使用料の納付猶予</b> 一時的に料金・使用料のお支払いが困難な場合は、納付猶予の相談をすることができます。	・企業 ・個人事業主 ・個人	市役所料金課(二見総合支所) ☎ 0596-42-1501
	<b>下水道受益者負担金の納付猶予</b> 一時的に負担金のお支払いが困難な場合は、納付猶予の相談をすることができます。	・企業 ・個人事業主 ・個人	市役所料金課(二見総合支所) ☎ 0596-42-1503
	<b>国民健康保険料の納付猶予・減免</b> 収入の減少により保険料の納付が困難な場合は、納付猶予・減免の相談をすることができます。	・個人	市役所医療保険課 ☎ 0596-21-5550
	<b>後期高齢者医療保険料の納付猶予・減免</b> 収入の減少により保険料の納付が困難な場合は、納付猶予・減免の相談をすることができます。	・個人	市役所医療保険課 ☎ 0596-21-5552
	<b>介護保険料の納付猶予・減免</b> 収入の減少により保険料の納付が困難な場合は、納付猶予・減免の相談をすることができます。	・個人	市役所介護保険課 ☎ 0596-21-5564
	<b>市税の納付猶予</b> 一時的に市税の納付が困難な場合は、納付猶予の相談をすることができます。	納税義務者 ・企業 ・個人事業主 ・個人	市役所収納推進課 ☎ 0596-21-5536
	<b>県税の納付猶予</b> 伊勢県税事務所へご相談ください。 ※三重県ホームページからも「コロナ 県税」で検索することができます。	納税義務者 ・企業 ・個人事業主 ・個人	伊勢県税事務所(納税課) ☎ 0596-27-5124
<b>国税の納付猶予</b> 伊勢税務署へご相談ください。	納税義務者 ・企業 ・個人事業主 ・個人	伊勢税務署(徴収部門) ☎ 0596-28-6423	

種 別	内 容	対 象	問い合わせ先
<b>料金等の 猶予</b> (納付の先延ばし) ・ <b>減免等</b> (減額または免除)	<b>市立伊勢総合病院 診療費の納付猶予</b> 市立伊勢総合病院における診療費の当日納付が困難な場合は、納付猶予の相談をすることができます。	・個人	市立伊勢総合病院 医療事務課 ☎ 0596-23-5111
	<b>保育料(保育所(園)・認定こども園)の減免</b> 保護者の退職、休職、解雇等により基準年度と比較して著しく収入が減少する場合、保育料の減免の相談をすることができます。	・個人	市役所保育課(保育所(園)・認定こども園) ☎ 0596-21-5579
	<b>市営住宅使用料等の納付猶予</b> 一時的に使用料等のお支払いが困難な場合は、納付猶予の相談をすることができます。	・個人	市役所住宅政策課 ☎ 0596-21-5596
	<b>福祉医療機構の貸付金の返済猶予</b> 一時的に貸付金の返済が困難な場合は、返済猶予の相談をすることができます。	・社会福祉法人 ・医療法人 ・福祉施設等を 経営する法人	福祉医療機構 東京本部(顧客業務課) ☎ 03-3438-9939
<b>廃棄物 (ごみ)</b>	<b>感染症に係る廃棄物処理</b> 家庭などで感染者が使用した後のマスクなどは、小袋に入れて封をし、指定ごみ袋に入れて縛り、燃えるごみに出してください。	・個人	市役所清掃課 ☎ 0596-37-1443
<b>子育て 支援</b>	<b>放課後児童クラブ</b> 保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。	・個人	市役所子育て応援課 ☎ 0596-21-5561
	<b>ファミリー・サポート・センター</b> 子育てを助けてほしい人(依頼会員)の要望に応じて子育てのお手伝いができる人(提供会員)を紹介し、一時的にお子さんを預かる会員組織です。	・個人	市役所子育て応援課 ☎ 0596-21-5561
<b>助成金 ・ 支援金等</b>	<b>雇用調整助成金</b> 一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に休業手当、賃金等の一部を助成するものです。	・企業 ・個人事業主	三重労働局 助成金センター ☎ 059-213-9870 または ハローワーク伊勢 ☎ 0596-27-8609
	<b>小学校休業等対応助成金</b> 小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの保護者である労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主へ助成するものです。	・企業 ・個人事業主	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999
	<b>働き方改革推進支援助成金</b> (「時間外労働等改善助成金」から名称変更) 新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入や特別休暇の規定整備に取り組む中小企業事業主へ助成するものです。	・企業 ・個人事業主	(テレワークコース) テレワーク相談センター ☎ 0120-91-6479 (職場意識改善特例コース [特別休暇の規定整備等]) 三重労働局 雇用環境・均等室 ☎ 059-261-2978
	<b>小学校休業等対応支援金</b> 小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった人を支援するものです。	・委託を受けて 個人で仕事を する人	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999
	<b>住居確保給付金</b> 離職・休業などで、経済的に困窮し、住居を喪失・喪失するおそれのある人を対象に、家賃相当分を支給するものです。	・個人	伊勢市生活サポートセンターあゆみ (八日市場町 福祉健康センター内) ☎ 0596-63-5224
<b>セーフティネット 保証等の 認定申請</b>	<b>セーフティネット保証等の認定申請</b> セーフティネット保証4号・5号および危機関連保証に関して、市で認定申請を受け付けています。	・企業 ・個人事業主	市役所商工労政課 ☎ 0596-21-5512